

施策 I - 1 - 4	企業誘致の推進
-----------------	---------

目 的

- 県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。

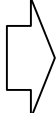
現 状 と 課 題

- 近年、企業立地件数は高水準で推移し、誘致企業の事業活動が地域の経済や雇用に及ぼす影響はますます大きくなっています。
- 県内産業の高度化や活性化を図る上では、中小企業の競争力強化に合わせて、地域の産業特性に合った、波及効果の高い企業を誘致し、地域中小企業の取引拡大につなげる必要があります。
- ソフト系 IT 産業が集積する首都圏等では、ソフトウェア開発需要は増大していますが、IT 技術者の確保が困難となっています。こうした状況から地方で開発業務を行いたいとするニーズは高まっています。
- 島根県においても、情報サービス業の事業所数、出荷額とも増加傾向にありますが、今後は、大学や高専等を卒業した若手 IT 技術者の受け皿や、大都市からの業務獲得の核となり得るソフト系 IT 企業の立地が必要となっています。
- ブロードバンド時代が到来した現在、高速通信環境の整備など工業団地の立地環境等の向上を図る必要があります。

取 組 み の 方 向

- 生産技術力、製品分野の成長性、県の産業振興施策との関連性等を基準として、指定誘導業種を定め重点的に企業誘致を行います。
- ソフト系 IT 企業に対する優遇制度を整備するとともに、豊かな自然と住みよい生活環境も活かしながら、首都圏等からの企業誘致を戦略的に推進していきます。
- 高速通信環境など工業団地の立地環境の向上や企業誘致体制の強化を図るとともに、誘致企業へのフォローアップ活動を一層充実します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
立地計画の認定件数 (4 年間)	-		80 件
誘致企業の新規雇用者計画数 (4 年間)	-		2,000 人

企業立地促進条例に基づき認定した企業数です。今後、平成 19 年度 立地計画認定件数の 1.5 倍 (年間 20 件程度) の認定を目指します。

工場の新增設等の事業計画による新規雇用人数です。年間 500 人程度の新規雇用計画人数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
企業誘致のための各種助成事業 〔担当課〕企業立地課	○ 県条例に基づく立地計画の認定を受けた県内外の企業に対して、一定規模の設備投資や雇用を行った場合に助成金を支給し、立地計画の達成を支援します。 ○ 企業誘致による産業クラスター形成の促進やソフト系 IT 企業の誘致等を戦略的に推進するため、企業ニーズに的確に対応する優遇制度を構築し、企業への立地インセンティブを高めます。
県営工業団地等の分譲促進事業 〔担当課〕企業立地課 企業局経営課	○ 県営工業団地の立地環境整備、分譲条件の緩和及び企業の初期投資の低減等を図り、県内外の企業への工業団地の分譲を促進します。
企業誘致のための PR 活動事業 〔担当課〕企業立地課	○ 企業側からのアプローチによる交渉機会の拡大を図るには、島根県内の立地環境や優遇制度等の情報を効果的に提供するため、IT を活用した PR 活動や首都圏等での企業立地セミナーの開催を行います。
企業誘致活動と情報収集事務 〔担当課〕企業立地課	○ 効果的な誘致活動を展開するため、重点誘致対象企業の設定、外部人材を活用した情報収集、情報管理・共有のシステム化及び市町村や民間企業との連携などに取り組みます。
企業立地促進資金等融資事務 〔担当課〕中小企業課	○ 県条例に基づく立地計画の認定を受けた県内外の企業や、一定の雇用増を伴う設備投資を計画している県内企業に対して、土地・建物・機械設備等の所要経費を長期・低利で融資します。